

89

D105

令和6年5月29日

三重県知事 一見 勝之 殿

三重県津市大門 33 番 13 号

医療法人みのうら歯科医院

理事長 箕浦 陽



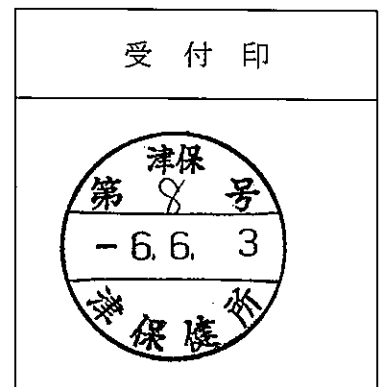
059 (228) 4453

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条
第1項の規定により届出します。

〔 添付書類 〕

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人みのうら歯科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県津市大門 33 番 13 号
- (3) 設立認可年月日 平成 4 年 7 月 6 日
- (4) 設立登記年月日 平成 4 年 7 月 13 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施 設 の 名 称	医療機関コード	開 設 場 所
診 療 所	みのうら歯科医院	243-0505186	三重県津市大門 33 番 13 号

(2) 当会計年度内に社員総会で議決又は、同意した事項

- ① 令和 5 年 5 月 22 日 令和 4 年度決算の決定
- ② 令和 6 年 3 月 20 日 令和 6 年度の予算額の決定

※ 医療法人整理番号

0105

法人名 医療法人 みのうら歯科医院

所在地 三重県津市大門33番13号

財 産 目 録

(令 和 6年 3月 31日 現在)

1. 資 産 額	8,331 千円
2. 負 債 額	71,021 千円
3. 純 資 産 額	△ 62,690 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区 分		金 額
A	流 動 資 産	4,649
B	固 定 資 産	3,242
C	繰 延 資 産	440
C	資 産 合 計 (A+B+C)	8,331
D	負 債 合 計	71,021
E	純 資 産 (C-D)	△ 62,690

土 地 (☐ 法人所有☒ 賃借☐部分的に法人所有(部分的に賃借)建 物 (☐ 法人所有☒ 賃借☐部分的に法人所有(部分的に賃借)

法人名 医療法人 みのうら歯科医院

所在地 津市大門33番13号

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	4,649	I 流動負債	65,922
II 固定資産	3,242	II 固定負債	5,099
1有形固定資産	3,157	負債合計	71,021
2無形固定資産	75	純資産の部	
3その他の資産	10	科 目	金 額
III繰延資産	440	I 資本剰余金	7,000
		II 利益剰余金	-69,690
		1その他利益剰余金	-69,690
		純資産合計	-62,690
資産合計	8,331	負債純資産合計	8,331

法人名 医療法人 みのうら歯科医院

所在地 津市大門33番13号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
I 事業収益	29,470
2 事業費用	31,312
本来業務事業利益	-1,842
B 付帯業務事業損益	0
事業利益	-1,842
II 事業外収益	815
III 事業外費用	731
経常利益	-1,758
IV 特別損失	429
税引前当期純利益	-2,187
当期純利益	-2,187

監 事 監 査 報 告 書

医療法人みのうら歯科医院

理事長 箕浦 陽一 殿

私は、医療法人みのうら歯科医院の令和 5 年会計年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告並びに会計帳簿の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- （１） 事業報告書は、法令及び定款（寄付行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （２） 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- （３） 計算書類は、法令及び定款（寄付行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- （４） 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄付行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 15 日

医療法人みのうら歯科医院

監事 箕浦 とし子

